

政令第三百二十七号

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日は、平成三十年一月一日とする。

総務大臣 野田 聖子

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 世耕 弘成

内閣総理大臣 安倍 晋三